

# シンガポール共和国

出典（黒字部分）：

「外国制度（シンガポール共和国）」（個人情報保護委員会）

[\(https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore\\_report\\_singapore/\)](https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_singapore/)

(2023年9月13日に利用)

赤字修正部分：

上記出典（黒字部分）を加工して作成。

（下記担当弁護士が、2023年9月13日付で上記「出典（黒字部分）」を確認し、アップデートがあった部分に加筆・修正したもの。日本語訳は牛島総合法律事務所による。）

調査日	2023年9月13日
法律事務所	Quahe Woo & Palmer LLC
担当弁護士	Michael Palmer, Director CHOW Ee Ning, Associate
連絡先	<a href="mailto:michaelp@qwp.sg">michaelp@qwp.sg</a> <a href="mailto:eening.chow@qwp.sg">eening.chow@qwp.sg</a>

個人情報の保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 個人データ保護法（Personal Data Protection Act（No.26 of 2012））<ul style="list-style-type: none"><li>- URL：<a href="https://sso.agc.gov.sg/Act/PDPA2012">https://sso.agc.gov.sg/Act/PDPA2012</a></li><li>- 施行状況：2013年1月2日施行</li><li>- 対象機関：民間部門</li><li>- 対象情報：真実であるか否かを問わず、当該データから、又は当該データとその組織等がアクセス可能なその他の情報とを合わせて、個人が識別可能なデータ</li></ul></li><li>■ 公共セクター（ガバナンス）法（Public Sector（Governance）Act（No.5 of 2018））<ul style="list-style-type: none"><li>- URL：<a href="https://sso.agc.gov.sg/Act/PSGA2018?WholeDoc">https://sso.agc.gov.sg/Act/PSGA2018?WholeDoc</a> <a href="https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/5-2018/Published/20180305?DocDate=20180305">https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/5-2018/Published/20180305?DocDate=20180305</a></li><li>- 施行状況：2018年4月1日施行</li><li>- 対象機関：公的部門</li><li>- 対象情報：真実であるか否かを問わず、当該データから、又は当該データとその組織等がアクセス可能なその他の情報とを合わせて、個人が識別可能なデータ<del>事実、統計、指示、概念又はその他のデータであって、通信、分析又は処理が可能な形式</del></li></ul></li></ul>
------------------	--

	<del>-(個人、コンピュータ又はその他の自動化された方法によるか否かを問わない)-であるもの</del>	
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	EUの十分性認定：なし APECのCBPRシステム：2018年2月参加	
OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利	APECのCBPRシステム参加エコノミーである場合、民間部門については、外国にある第三者に対する個人データの提供に伴うリスクについての本人の予測可能性は一定程度担保されると考えられるため、本項目に係る情報提供は必ずしも行う必要がない。 公的部門に関し、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する公的部門の主体の義務又は本人の権利については、以下のとおり。	
	① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。
	② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。
	③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。
	④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。
	⑤ 安全保護の原則	該当する規定は不見当である。
	⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。
	⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。
	⑧ 責任の原則	該当する規定は不見当である。
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの —</li> <li>■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>① 刑事訴訟法（Criminal Procedure Code） <ul style="list-style-type: none"> <li>- 一定の職位以上の警察官は、捜査、取調べ、裁判又は刑事訴訟法に基づく手続を執行するために必要と認める場合には、情報を提出し、又は当該情報へのアクセスを提供するよう求める「提出命令（written order）」を発出することができる。</li> <li>- 同法に基づく事業者が保有する個人情報へのアクセスに関しては、例えば、以下の点に関する規定が存在しない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクセスの実施に関する独立した機関からの承認</li> <li>・ 取得された情報の取扱いの制限・安全管理</li> <li>・ アクセスの実施に関する透明性の確保</li> <li>・ アクセスの実施について法令遵守を確保するための監督、調査及び審査の仕組み</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	

本書に記載がない部分については、個人情報保護委員会の原典をご参照ください。  
[https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore\\_report\\_singapore/](https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_singapore/)